

知的所有権セミナー
テーマ「テキスタイルデザイン保護」

'99年9月2日(木) 5:00PM~6:30PM 京都 木屋町倶楽部にて 講師 安藤 順一氏(安藤順一特許事務所所長)

久しぶりに夕暮れの京都で知的所有権セミナーが、山本竜一委員長長の企画のもとに開催されました。

- テーマは
- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. テキスタイルデザインと知的所有権 | 5. 工業所有権の効力 |
| 2. 知的所有権の種類 | 6. 意匠法概説 |
| 3. 工業所有権の種類 | 7. テキスタイルデザイン周辺保護 |
| 4. 工業所有権の出願数 | 8. 不正競争防止法 |

以上の項目により実例もたくさん挙げて分かりやすく、ていねいに解説して頂きました。



セミナー会場



交流パーティー

過去、Tシャツのデザインなど応用美術について、一品制作の美術工芸品と同様に著作権が認められた判例は講師の知っておられる限り3件とのことで、アートとデザインの知的所有権の保護に大きな差があることを改めて認識しました。テキスタイルデザインに関する意匠権は登録から15年間有効で、我が国では1日約160件の意匠が出願されており、特許・実用新案・商標・意匠を合わせると1日、約1500件もの出願数となります。意匠権には6面図に代えて布地見本(1m×1m以下、折り畳んで厚さ7mm以下)などの提出も認められています。また、物品の本体のみならず、部分のデザインも登録することができます。周辺保護としてはテキスタイルの製造法や染色法は特許出願、アパレル製品・インテリア製品などは特許出願または実用新案出願、商品名やデザイナー名などは商標出願することができます。しかし、出願から登録まで早くても1年かかり、費用も個人で登録するには高く、テキスタイルデザインは季節や流行の

ある商品だけに、果たしてメリットがあるのだろうかとの疑問に思いました。テキスタイルデザイナーが知的所有権を認められるためにはテキスタイルデザインの一般的定義や法律でのデザインに対する価値観を広げないと根本的に前に進まない気がしました。これを解決していくことが今後のTDAの課題であり、知的所有権委員会のテーマであるのではないのでしょうか。個人では出来ないことを、協会が担って行くべきでしょう。時間がかかるとは思いますが、解決方法を全員相互で考えて行きましょう。とは言え、知的所有権の内容をよく理解し、「権利を有することにも、優すことにもなる」ことへの意識を高めることがテキスタイルデザインに関わるものにとって大切なことであると思います。

講演終了後冷たいビールで乾杯し、賛助会員や会員、プレス関係等の方々楽しく交流を深めました。久々に勉強させて頂き、ありがとうございました。

(レポート 橋 喬子)